

□ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要

一 趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）については、その附則第2項において、政府は、法施行後4年を目途として施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

これに基づき、総務省では「情報公開法の制度運営に関する検討会」を開催し、同法の制度運営の改善について検討を行った結果、平成17年3月29日に検討会報告を公表した。同報告においては、開示の実施の方法について、カラー複写機、スキヤナ等の新たな技術の進展と普及の状況を踏まえ、開示請求者のニーズに対応した見直しを行うとともに、手数料についてもコストの変動等に適切に配慮して見直しを行うことが必要であるとされている。

これを受けて、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）を改正し、行政文書の開示の実施の方法について、技術の進展と普及の状況を踏まえて、新たな方法を追加するとともに、手数料の額について所要の改正を行うものである。あわせて、写しの送付に係る送料の納付をオンラインで行えるようにする。

また、これにあわせて、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第九十九号）、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号）について所要の改正を行うものである。

二 概要

○ 行政機関情報公開法施行令

（1）新たな開示の実施方法の追加（行政機関が対応可能な場合に限る。）

（文書又は図画）

① 文書又は図画について、複写機によりカラーで複写したものを交付する方法（第9条第2項第1号関係）

② 文書又は図画について、スキヤナにより読み取ってできた電磁的記録をFD、光ディスク（CD・R、DVD・R）に複写したものを交付する方法（第9条第

2項第1号ハ関係）

③ 文書又は図画について、スキヤナにより読み取ってできた電磁的記録をオンラインにより開示する方法（第9条第2項第1号ニ関係）

（電磁的記録）

④ 電磁的記録について、用紙にカラーで出力したものを交付する方法（第9条第3項第3号ニ関係）

⑤ 電磁的記録について、DVD・Rに複写したものを交付する方法（第9条第3項第3号ニ関係）

（2）手数料の額の改定（別添参照）

開示請求手数料及び開示実施手数料について改めて積算を行った結果を踏まえ、額を改定する（第13条第1項及び別表第1関係）

（3）送料の納付方法の省令への委任

写しの送付に係る送料の納付方法について、総務省令で定めることとする（第13条第4項関係）

*オンライン請求の場合にオンラインで納付する方法を追加

○ 行政機関個人情報保護法施行令

（1）手数料の額の改定

開示請求手数料について改めて積算を行った結果を踏まえ、額を改定する（第18条第1項第2号関係）

（2）送料の納付方法の省令への委任

写しの送付に係る送料の納付方法について、総務省令で定めることとする（第19条関係）

*オンライン請求の場合にオンラインで納付する方法を追加

○ 独立行政法人等情報公開法施行令及び独立行政法人等個人情報保護法施行令

上記改正に伴い規定の整備を行う。

三 施行期日

平成18年4月1日

1 開示請求手数料

開示請求の方法	開示請求手数料の額
書面による場合	行政文書1件につき 300 円
オンラインによる場合	行政文書1件につき <u>200 円</u>

2 開示実施手数料

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画(二の項から四の項又まで又は八の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100 枚までごとにつき 100 円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 100 円に 12 枚までごとに <u>760 円</u> を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く)	用紙1枚につき <u>10 円</u> (A2判については <u>40 円</u> 、A1判については <u>80 円</u>)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき 20 円(A2判については 140 円、A1判については 180 円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき <u>120 円</u> (縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては <u>520 円</u>)に 12 枚までごと <u>760 円</u> を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を FD に複写したものの交付	FD 1 枚につき 50 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を CD-R に複写したものの交付	CD-R 1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を DVD-R に複写したものの交付	DVD-R 1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	リ オンラインによる方法	当該文書又は図画 1 枚につき 10 円
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙 1 枚につき 10 円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき <u>290 円</u>
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙 1 枚につき <u>80 円</u> (A3判については <u>140 円</u> 、A2判については <u>370 円</u> 、A1判については <u>690 円</u>)
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 10 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 30 円(縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、 <u>430 円</u>)
四 スライド(九の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき <u>390 円</u>
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき <u>100 円</u> (縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、 <u>1,300 円</u>)
五 録音テープ(九の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1 巻につき <u>290 円</u>
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1 巻につき <u>430 円</u>

六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき <u>290円</u>
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき <u>580円</u>
七 電磁的記録 (五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき <u>200円</u>
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	<u>1ファイルごとにつき 410円</u>
	ハ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき <u>10円</u>
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき <u>20円</u>
	ホ FDに複写したものの交付	1枚につき <u>50円</u> に <u>1ファイルごと</u> に <u>210円</u> を加えた額
	ヘ CD-Rに複写したものの交付	1枚につき <u>100円</u> に <u>1ファイルごと</u> に <u>210円</u> を加えた額
	ト DVD-Rに複写したものの交付	1枚につき <u>120円</u> に <u>1ファイルごと</u> に <u>210円</u> を加えた額
	チ オンラインによる方法	<u>1ファイルごとにつき 210円</u>
	リ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき <u>7,000円</u> に <u>1ファイルごと</u> につき <u>210円</u> を加えた額
	ヌ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき <u>800円</u> (日本工業規格X6135に適合するものについては <u>2,500円</u> 、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ <u>8,600円</u> 、 <u>10,500円</u> 又は <u>12,900円</u>)に <u>1ファイルごと</u> につき <u>210円</u> を加えた額
	ル 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき <u>1,800円</u> (日本工業規格X6142に適合するものについては <u>2,600円</u> 、国際規格15757に適合するものについては <u>3,200円</u>)に <u>1ファイルごと</u> につき <u>210円</u> を加えた額
	ヲ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき <u>590円</u> (日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ <u>800円</u> 、 <u>1,300円</u> 又は <u>1,750円</u>)に <u>1ファイルごと</u> につき <u>210円</u> を加えた額
	八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴
ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付		<u>6,800円</u> (16ミリメートル映画フィルムについては <u>13,000円</u> 、35ミリメートル映画フィルムについては <u>10,100円</u>)に記録時間10分までごとに <u>2,750円</u> (16ミリ映画フィルムについては <u>3,200円</u> 、35ミリメートルについては <u>2,650円</u>)を加えた額
九 スライド及び録音テープ (第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき <u>680円</u>
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	<u>5,200円</u> (スライド20枚を超える場合にあっては、 <u>5,200円</u> にその超える枚数1枚につき <u>110円</u> を加えた額)